

※令和6年4月制度改正により単位数等を追加・変更しました。

釧路市 通所型サービス(通所介護相当)サービスコード表

釧路市

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位数
種類	項目				
A6 1111	通所型サービス(通所介護相当)11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798
A6 1121	通所型サービス(通所介護相当)12		事業対象者・要支援2	3,621単位	3,621
A6 1113	通所型サービス(通所介護相当)21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436
A6 1123	通所型サービス(通所介護相当)22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447
A6 C211	通所型サービス(通所介護相当)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位減算	-18
A6 C213	通所型サービス(通所介護相当)高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36
A6 C215	通所型サービス(通所介護相当)高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4
A6 C216	通所型サービス(通所介護相当)高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6 D211	通所型サービス(通所介護相当)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18単位減算
A6 D213	通所型サービス(通所介護相当)業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位減算	-36
A6 D215	通所型サービス(通所介護相当)業務継続計画未策定減算21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	-4
A6 D216	通所型サービス(通所介護相当)業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6 6105	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算
A6 6106	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6 6207	通所型サービス(通所介護相当)同一建物減算3		1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94
A6 5612	通所型サービス(通所介護相当)送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47
A6 5010	通所型サービス(通所介護相当)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A6 6109	通所型サービス(通所介護相当)若年性認知症利用者加算	若年性認知症利用者加算		240単位加算	240
A6 6116	通所型サービス(通所介護相当)栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50
A6 5003	通所型サービス(通所介護相当)栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200
A6 5004	通所型サービス(通所介護相当)口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6 5011	通所型サービス(通所介護相当)口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6 6310	通所型サービス(通所介護相当)一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480
A6 6011	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算Ⅰ1	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算
A6 6012	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算Ⅰ2			事業対象者・要支援2	176単位加算
A6 6107	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算
A6 6108	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	144単位加算
A6 6103	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算Ⅲ1		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算
A6 6104	通所型サービス(通所介護相当)提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48単位加算
A6 4001	通所型サービス(通所介護相当)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6 4002	通所型サービス(通所介護相当)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6 6200	通所型サービス(通所介護相当)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20
A6 6201	通所型サービス(通所介護相当)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6 6311	通所型サービス(通所介護相当)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算	
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算	
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算	
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算	
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算	
A6 6114	通所型サービススペースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算	
(定員超過の場合)					
A6 8001	通所型サービス(通所介護相当)11・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259
A6 8011	通所型サービス(通所介護相当)12・定超		事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535
A6 8003	通所型サービス(通所介護相当)21・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305
A6 8013	通所型サービス(通所介護相当)22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313
(看護・介護職員が欠員の場合)					
A6 9001	通所型サービス(通所介護相当)11・人欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,259
A6 9011	通所型サービス(通所介護相当)12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621単位	2,535
A6 9003	通所型サービス(通所介護相当)21・人欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	305
A6 9013	通所型サービス(通所介護相当)22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	313

※令和6年4月制度改正により単位数等を追加・変更しました。

釧路市 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)サービスコード表

平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A6 1211	通所型サービスA(緩和した基準による)11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,618	
A6 1221	通所型サービスA(緩和した基準による)12		事業対象者・要支援2	3,259単位	3,259	
A6 1213	通所型サービスA(緩和した基準による)21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	392	
A6 1223	通所型サービスA(緩和した基準による)22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	402単位	402	
A6 C221	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	16単位減算	
A6 C223	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援2	33単位減算	
A6 C225	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算21		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	
A6 C226	通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	
A6 D221	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	16単位減算	
A6 D223	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援2	33単位減算	
A6 D225	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算21		1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4単位減算	
A6 D226	通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2	4単位減算	
A6 6125	通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	
A6 6126	通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	
A6 6227	通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算3		1月当たりの回数を定める場合	94単位減算	-94	
A6 5622	通所型サービスA(緩和した基準による)送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47	
A6 5020	通所型サービスA(緩和した基準による)生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 6129	通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6 6102	通所型サービスA(緩和した基準による)栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6 5013	通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200	
A6 5014	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6 5021	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6 6320	通所型サービスA(緩和した基準による)一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480	
A6 6021	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算ⅠⅠ	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	
A6 6022	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176単位加算	
A6 6127	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算ⅡⅠ		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6 6128	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6 6123	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算ⅢⅠ		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6124	通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算ⅢⅡ			48単位加算	48	
A6 4011	通所型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6 4012	通所型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6 6210	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	
A6 6211	通所型サービスA(緩和した基準による)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6 6321	通所型サービスA(緩和した基準による)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A6 6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算		
A6 6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算		
A6 6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算		
A6 6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算		
A6 6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算		
A6 6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算		
(看護・介護職員が欠員の場合)						
A6 9004	通所型サービスA(緩和した基準による)11・欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,133	
A6 9014	通所型サービスA(緩和した基準による)12・欠		事業対象者・要支援2	3,259単位	2,281	
A6 9006	通所型サービスA(緩和した基準による)21・欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	274	
A6 9016	通所型サービスA(緩和した基準による)22・欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	402単位	281	

看護・介護職員が欠員の場合 ×70%

※令和6年4月制度改正により単位数等を追加・変更しました。

釧路市 要支援2 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)週1回程度の利用サービスコード表

平成29年4月1日以降に通所型サービスAの指定を受けた全ての事業所用

釧路市

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A6	1311 通所型サービスA(緩和した基準による)11	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	1,618単位	1,618
A6	1313 通所型サービスA(緩和した基準による)21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	392
A6	C231 通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	16単位減算	-16
A6	C235 通所型サービスA(緩和した基準による)高齢者虐待防止未実施減算21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6	D231 通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	16単位減算	-16
A6	D235 通所型サービスA(緩和した基準による)業務継続計画未策定減算21	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	4単位減算	-4
A6	6136 通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算2	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	752単位減算	-752
A6	6237 通所型サービスA(緩和した基準による)同一建物減算3	1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94
A6	5632 通所型サービスA(緩和した基準による)送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47
A6	5030 通所型サービスA(緩和した基準による)生活上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A6	6139 通所型サービスA(緩和した基準による)若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A6	6130 通所型サービスA(緩和した基準による)栄養アセスメント加算	栄養アセスメント加算		50単位加算	50
A6	5023 通所型サービスA(緩和した基準による)栄養改善加算	栄養改善加算		200単位加算	200
A6	5024 通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算Ⅰ	口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150
A6	5031 通所型サービスA(緩和した基準による)口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160
A6	6330 通所型サービスA(緩和した基準による)一体的サービス提供加算	一体的サービス提供加算		480単位加算	480
A6	6032 通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅰ2	サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	176単位加算	176
A6	6138 通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅱ2		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	144単位加算	144
A6	6134 通所型サービスA(緩和した基準による)提供体制加算Ⅲ2		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	48単位加算	48
A6	4021 通所型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4022 通所型サービスA(緩和した基準による)生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6	6220 通所型サービスA(緩和した基準による)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20
A6	6221 通所型サービスA(緩和した基準による)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	6331 通所型サービスA(緩和した基準による)科学的介護推進体制加算	科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A6	6100 通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000加算	
A6	6110 通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000加算	
A6	6111 通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000加算	
A6	6118 通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000加算	
A6	6119 通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000加算	
A6	6114 通所型サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算	
(看護・介護職員が欠員の場合)					
A6	9007 通所型サービスA(緩和した基準による)11・欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	1,618単位	1,133
A6	9009 通所型サービスA(緩和した基準による)21・欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で4回まで	392単位	274